

高等学校等就学支援金制度のお知らせ

～授業料に充当しますので、

授業料の納付が不要になります～

◆申請することができる世帯の方◆

○ 保護者（親権者。父母がいる場合は双方）の

「市町村民税所得割額」の合計が、**30万4,200円未満**の世帯の方

○ 生活保護を受けている世帯の方

【ご注意ください】

※ **申請が必要**です。

※ ひとり親家庭に限った制度ではありません。あくまで、保護者全員の市町村民税所得割額の合計により支給の認定について審査をします。（返済の必要はありません）

※ 高等学校等を卒業し又は修了した方、高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制及び通信制の場合は48月）を超える方は就学支援金の申請はできません。

【市町村民税所得割額とは】

※ いわゆる住民税は「市町村民税」と「県民税」を合わせたものです。それぞれ「所得割」と「均等割」がありますが、この「市町村民税」の「所得割」の額が**30万4,200円未満**の世帯の方が就学支援金の支給を受けることができます。

住 民 税	市 町 村 民 税	所得割額
		均等割額
	県 民 税	所得割額
		均等割額

←この額が30万4,200円未満の場合、申請できます。

【市町村民税所得割額が確認できる書類の見本】

平成29年度 市民税・県民税特別徴収税額通知書

所得	給与所得	主たる給与所得以外の合計	与算区分	課税標準	山林所得	分譲短期譲渡	分譲長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	特別徴収税額⑧	控除不足額⑨	既充当額⑩
所得	雑損	配偶者	配偶者特別	扶養親族該当区分	本人該当区分												
所得	医療	配偶者	配偶者特別	扶養親族該当区分	本人該当区分												
所得	社会	配偶者	配偶者特別	扶養親族該当区分	本人該当区分												
所得	控除	配偶者	配偶者特別	扶養親族該当区分	本人該当区分												

所得控除欄の「配偶者」欄に金額がある方は、配偶者の方の書類の提出を省略することができます。

ただし、市町村民税所得割額が30万1,200円以上30万4,200円未満の場合は配偶者の方の書類も必要になります。

市町村民税所得割額が記載されています。県民税は含みません。